共済部だより

「グループ生命保険」申込・金額変更受付中

10/20まで

8月20日から10月20日は「グループ生命保険」の契約更新受付期間です。既加入者の保険金額変更は、年1回、この期間のみできます。ご希望の先生は、協会事務局または担当生命保険会社職員に早めにご連絡ください。

グループ生命保険は死亡・高度障害に特化した1年更新の生命保険で、割安な保険料で本人最高500万円までの大きな保障が得られます。

毎年の決算で保険金支払額が少なく剰余金が出た場合は、配当金として加入者に還元され、実質的な保険料負担がさらに軽減されます。

既加入者の皆さまへ

グループ生命保険の自動更新―保険金額と保険料の変更満期脱退についてのお知らせ

グループ生命保険の更新日は2024年12月1日です。

今回の更新で保険金額や保険料の変更、満期等の変更がある先生には個別にご契約内容変更のお知らせを郵送しておりますので、必ず内容をご確認ください。

保険料は2024年11月26日（火）の口座振替から変更になります。

「保険医年金」「保険医休業保障」秋の申込受付中！

10/25まで　12/31まで

グループ生命保険の申込受付と並行して、9月1日から10月25日は、保険医年金の新規・増口のお申し込みを受け付けています。

また、保険医休業保障も新規・増口のお申し込みを受け付けております（12月31日まで）。お申し込みご希望の先生はお早めに協会事務局までご連絡ください。

※制度内容は、今月号に同封のパンフレットおよびPR版にてご確認ください。

諸変更が生じた場合は

お早めに協会へご連絡を

- ◆医療機関、ご自宅の住所を変更される場合
- ◆開業される場合
- ◆休業保障のご加入者で休業される場合
- ◆姓名を変更される場合
- ◆その他

佐賀県保険医協会共済部
TEL（0952）37-1932
FAX（0952）23-5218

今後の研究会などのスケジュール

詳細や申込方法は案内チラシまたはホームページにてご確認ください。

☆歯科研究会（オンライン併用）

『顎関節症と顎関節疾患』

講師：石井 広太郎 先生（飯塚病院 歯科口腔外科部長）

日時：9月26日（木）19：30～21：00

会場：アバンセ第3研修室・オンライン(Zoom)配信

申込方法：会場参加は所定のチラシにご記入のうえFAXまたはメールにてお申し込み。オンライン参加は右記QRコードよりお申し込み。

☆歯科研究会（オンラインのみ）

『歯周治療の診断や治療、SPT・P重防の長期管理を成功させる基本的なポイント』

講師：加藤 開 先生（目白メディカルロード歯科 院長　東京歯科保険医協会 社保・学術部副会長）

日時：10月24日（木）19：30～21：00 オンライン(Zoom)配信

申込方法：右記QRコードよりお申し込み。

お問い合わせは佐賀県保険医協会事務局（TEL：0952-29-1933）まで。

医院のための 労務管理の基礎知識 240

第240回　1カ月単位の変形労働時間制 実施要件と導入手続き

桂　好志郎 先生

Q 整形外科医院ですが、患者さんの受診状況や私（院長）の体力のこともあり、水曜日を休診日にし、以下のように就業時間を変更しようと思います。1カ月単位の変形労働時間制を採用する場合の要件を教えてください。

［変形労働時間制のプラン案］

		午　前	午　後	1日の所定労働時間	1週間の所定労働時間
受付・看護師・リハビリ	月火木金	8:30～12:30	13:30～18:15	8時間45分	38時間45分
	土	8:30～12:15	ー	3時間45分	
理学療法士	月火木金	8:30～12:30	13:30～18:30	9時間	40時間
	土	8:30～12:30	ー	4時間	

A 変形労働時間制とは、季節による繁忙期や閑散期のある業種や、月初や月末など特定週が繁忙になる業種などで採用される、勤務時間の配分などを取り決める制度です。仕事のムラをなくすことで、全体として労働時間を短縮することが可能です。1カ月単位と1年単位の変形労働時間制度があり、2カ月や3カ月単位も可能です。

(1)労使協定または就業規則その他これに準ずるものに定める（左図参照）

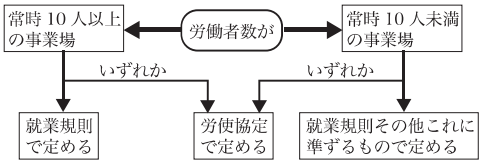

(2)定める事項

①変形期間（1カ月以内）と起算日

②変形期間中の各日、各週の労働時間

変形期間を平均し、1週あたり40時間（特例措置対象事業場は44時間）を超えないように定めます（左表「変形期間における法定労働時間の総枠」参照）。

③変形期間中の各労働日の始業・終業時刻

④有効期間（労使協定による場合）

※特例措置対象事業場とは、常時使用する労働者数10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業は除く）、保健衛生業、接客娯楽業のことです。

［変形期間における法定労働時間の総枠］

	法定労働時間	
	1週あたり40時間の場合	1週あたり44時間の場合（特例措置対象事業場）
30日の月	171.4時間	188.5時間
31日の月	177.1時間	194.8時間

(3)所轄労基署長への届け出

制度の内容を定めたら、労使協定、就業規則を所轄労基署長へ届け出ます。労使協定で定めた場合も、10人以上の事業場は、その内容を就業規則に反映させ、就業規則の作成・変更を届け出ることが必要です。

(4)労働者に周知させる

所轄労基署長へ届け出たら、労使協定、就業規則その他これに準ずるものを職員に周知させます。

(5)割増賃金の支払い

1カ月単位の変形労働時間制を採用した場合、割増賃金の支払いが必要な時間外労働となる時間は以下のとおりです。

①1日については、8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間

②1週間については、40時間（特例措置対象事業場は44時間）を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は40時間（特例措置対象事業場は44時間）を超えて労働した時間（①で時間外労働となる時間を除く）

③対象期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（①または②で時間外労働となる時間を除く）

（注1）育児を行う者などへの配慮

育児を行う者、老人などの介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児などに必要な時間を確保できるよう配慮しなければなりません。

（注2）1カ月単位の変形労働時間制を採用できない者

妊産婦（妊娠中および産後1年を経過しない女性）が請求した場合など

協会顧問
社会保険労務士
桂　好志郎
TEL　075（392）5821
FAX　075（392）5823

FAX相談は無料

※相談にあたっては、所定の質問用紙をご使用ください。質問用紙が必要な場合は協会事務局にご連絡ください。

LINE公式アカウント
登録者募集中!!
佐賀県保険医協会
ID：@705dnskk
■ 保険医協会の行事や出版物などを案内します。
■ どなたでも登録できます。